

○泉佐野市田尻町清掃施設組合事務決裁規程

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第1号

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務決裁規程(昭和40年泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、管理者の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は専決する者(以下「専決者」という。)が、その権限に属する事務に関し最終的意思決定をすることをいう。
- (2) 専決 専決者が、この規程に定める範囲に属する事務に関し決裁することをいう。
- (3) 決定 回議途中において各職位にある者が、その権限に属する事務に関し意思決定することをいう。
- (4) 代決 管理者又は専決者(以下これらを「決裁者」という。)が不在のときに、その権限に属する事務に関し、この規程に定める者が、臨時に決裁者に代わって決裁することをいう。
- (5) 不在 決裁者又は各職位にある者が、出張、休暇その他の理由により、決裁又は決定できない状態にあることをいう。

(決裁の手續)

第3条 決裁に至るまでの手續は、事務を担当する者が起案し、順次所属上司の決定を経て、決裁を受けなければならない。

(専決及び代決の効力)

第4条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、管理者の決裁と同一の効力を有するものとする。

(各職位の専決)

第5条 各職位にある者が専決できる事項に関しては、泉佐野市事務決裁規程(平成12年泉佐野市訓令第1号)の例による。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要、異例又は疑義がある事項に関しては、管理者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第6条 決裁者が不在であるときは、当該事務を所管している者で、不在の決裁者の直近下位の職員にある者を第1代決者とし、その者も不在であるときは、その者の直近下位の職員にある者を第2代決者として、それぞれ代決することができるものとする。

(代決の制限)

第7条 次に掲げる事項に関しては、前条の代決をしてはならない。

- (1) あらかじめ代決してはならないものと指示された事項
- (2) 職員の進退に関する事項

- (3) 異例であると認められる事項
 - (4) 先例になると認められる事項
 - (5) 法規等の解釈において疑義のある事項
 - (6) 紛争論議のある事項又は将来その原因となると認められる事項
- (代決後の手続)

第8条 代決した事務について必要があると認めるときは、速やかに決裁者に報告し、又は関係文書を閲覧に供さなければならない。

(非常災害の場合の事務処理)

第9条 管理者は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この規程にかかわらず、別に指示をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合事務決裁規程の規定によってした手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。